

第10回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日（火）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員 17名
欠席委員 2名 島田豊委員、宇藤欣喜委員
4. 議事日程 報告 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
議長	挨拶 只今から第10回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に4番 渡邊 優子委員、5番 笠野 美津代委員を指名します。 それでは報告1号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について、事務局に報告をお願いします。
事務局	報告1号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について（別添議案書を元に報告。）以上1件報告いたします。
議長	報告が終わりましたので、報告1号は以上で終了します。
議長	続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上4件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	では地元委員の説明をお願いします。

<p>7 番</p> <p>1 1 番</p> <p>1 8 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1 番委員の案件でございますが、7 番が代わりにご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は親子関係でございますが、贈与となっております。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>2 番について 1 1 番が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございますが、譲受人の方が自分の屋敷周りということで売って欲しいということで、両者の間で話し合いが成立しまして所有権移転売買となっております。何ら問題はないと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号番号 3 と 4 について 1 8 番がご説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人はご高齢で現在所有の農地をすべて耕作していくことが厳しくなり、以前より経営規模の縮小を希望されておりました。この度一部の農地を譲受人との間で 5 年間の賃借権設定を希望されています。譲受人は新規就農者で■■■■は村内ですが■■■■市のほうにも農地を所有されており、耕作証明書付きで問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号 4 につきましてご説明いたします。この申請土地は譲渡人の 2 0 年前、おじいさん位の頃に所有権移転の登記の手続きが当時なされていなかったため、この度贈与という形で所有権移転をされることになりました。双方ともに同意はなされており何ら問題はないものと思われますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>採決を取ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>1 1 番</p>	<p>続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上 2 件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1 番について 1 1 番が説明申し上げます。申請人、土地の状況は記載のとおりでございます。この度震災において住宅・倉庫が全壊いたしまして、元の場所には建てたくないということでこの申請地になったわけでございます。場所は■■■■からまっすぐ東に■■■■m 位行った左側になります。場所や排水については、何ら問題はございません。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>

<p>19番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第2号2番について19番がご説明申し上げます。申請人、土地の状況は記載のとおりです。申請場所は■■■■より東へ■■■■mに位置しております。申請場所にはすでに家が建っておりますが、最近になって農地が転用されていないことに気づき、今回始末書添付の上での申請となりました。ご本人も深く反省をされておりますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成多数と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>7番</p> <p>14番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上2件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>1番につきまして7番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲受人は現在、■■■の上の■■■■に震災の影響で借りて住んでおられ、この度譲渡人と売買契約が成立しまして住宅を建設するということです。場所は■■■■より東へ約■■■■mのところですか。本日現地確認も行い、何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>2番について、14番が説明致します。譲渡人と譲受人は■■■関係です。今度の震災で自宅と農業用倉庫、畜舎すべて壊れており、この度畜舎と農業用倉庫を作りたいということで申請がっております。場所については■■■から北へ■■■■m程、■■■■の■■■■と■■■■が建っている真正面の右側になります。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。
議長	続きますして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1から14番と46番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上新規案件15件、再設定31件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。
13番	議案4号1番2番3番について13番が説明いたします。申請人は親子関係にありまして、高齢のために農地の維持ができないということで、譲受人と相談の上、賃借権設定5年が申請されております。何ら問題はないと思われまますのでご審議方よろしくお願ひいたします。
8番	1番委員が欠席ですので、代わりまして8番が説明します。議案第4号4番、5番、6番、7番について説明します。譲渡人、譲受人は議案書のとおりでございます。賃借権設定2年となっております。5番は賃借権設定5年、6番は賃借権設定3年となっております。7番については賃借権設定5年となっておりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。
4番	議案4号8番について4番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人は高齢でまた病気もあり田の耕作が難しくなったため、近所で耕作されている譲受人と契約となりました。賃借権設定10年です。ご審議よろしくお願ひいたします。
10番	議案第4号9番10番につきまして、10番が説明いたします。譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、現在も譲受人が耕作されております。この度、農業委員会を通じて正式な契約がしたいということで申請があがっております。譲受人につきましては農業後継者もしっかりしておられますし、何ら経営にも問題はないと思っております。賃借権設定10年の申請があがっております。10番も9番と同様でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
11番	11番について11番が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢のため、前の譲受人の方が病気で耕作できないということで、今回申請の譲受人の方に申請がなされました。前の案件同様、譲受人の方は後継者もしっかりたてておりまして何ら問題はないと思われまます。賃借権設定5年となっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	12番について説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の父の方が亡くなられまして、現在[]が相続されております。遠くに住んでおられまして耕作ができないということで、今回譲受人の方に申請がなされました。だいたいこの申請土地は狭地で不便な土地でございますが、譲受人の方は場所が悪いところでも気持ちよく引き受けてくださる方です。何ら問題はございません。賃借権設定10

	<p>年です。よろしくお願ひします。</p>
18番	<p>番号13について18番がご説明いたします。譲渡人はご高齢で後継者もおられないため数年前から徐々に譲受人との間で賃借権設定を行われてきました。この度、残りの水田もすべて同じ譲受人にお願いしたいというご意思があり、また譲受人も同意され賃借権設定を行うことになりました。以上ご審議よろしくお願ひします。</p>
14番	<p>14番について14番が説明致します。譲渡人と譲受人は現在までも農地小作をされておりましたが、正式に契約をしたいということで申請になっております。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第4号番号46について事務局より説明致します。譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。場所は■■■■線の■■■■交差点より■■■■へ■■■■mほど進んだ場所の南側に位置する農地です。■■■■圃場整備が終わり、■■■■がしてあり、その農地を売買することになりました。特例事業売買による案件になります。今後、農業公社から売り渡しとなっておりますが、売渡先はその圃場に隣接する農地の所有者となっております問題はないと思われまゝ。また10aあたりの単価は■■■■で約■■■■万円となっております。以上事務局より説明致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>
16番	<p>ちょっといいですか。番号4番の賃借料はこの金額で間違いはないのですか。</p>
議長	<p>この農地は以前の利用者が若くして亡くなられたため、耐候性ハウス込み、電光ハウスも既設されているためこの金額になっています。</p> <p>他に何かありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>では採決を取ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了致しましたが、5月の総会の日程を決めさせていただきたいと思ひます。5月10日木曜日、忙しい時期となりますが10時でいいですか？</p> <p>では5月10日木曜日10時でお願いします。</p> <p>では事務局から何かありませんか。</p>
事務局	<p>①活動記録簿（毎月分）の提出について</p> <p>②農業会議からの新年度の活動記録セットの配布について、</p> <p>③農地利用アンケート結果の配布について（担当地区割り大字区分ごとの写し配布）</p> <p>④29年度報酬・費用弁償の支払について</p>

<p>事務局長</p>	<p>⑤農業者年金についての概要説明 以上、5件について連絡</p> <p>農業者年金につきましては、農業委員会法第6条第1項、第2項が必須業務となっておりますけれども、この中に農業者年金の加入推進ということで入っております。なかなか皆様お忙しいところと思いますので、地域で農業者年金に加入したいというお尋ねを受けられましたら農業委員会に足を運んでくださいということでご案内いただければと思います。</p> <p>また29年度に農業委員会から遊休農地の解消ということで、スライドモア2台の購入を村に要望しておりまして、議会に承認いただきまして30年度で購入を計画いたしますけれども、現在使用料等を徴収するということが条例の制定が必要となりますので、条例及び使用料等について事務局でたたき台を作っているところです。5月の委員会では使用料を面積にするか、時間にするのかあたりを提示させていただきますので、協議のご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>何か他にありませんか。</p> <p>スライドモアの購入について、事務局が雛形をつくりませんが、作る前にでもどこに置いたらいいとか、いくらぐらいがいいとか要望があるならご意見をください。</p> <p>農業者の年金の件は、最適化との活動もあり周知が遅くなりましたが、委員さんの中でも後継者の加入など、ぜひご協力の程よろしく申し上げます。</p> <p>では以上で第10回農業委員会総会を終了いたします。</p>

議事録署名者

4番 渡邊 優子

5番 笠野 美津代